

令和 3 年 6 月 21 日現在

機関番号：32643

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2020

課題番号：19K13343

研究課題名(和文) 戦間期日本の外務省「連盟派」の国際連盟外交 - その法解釈の再考

研究課題名(英文) Japan's Foreign Officers and their Diplomacy toward the League of Nations

研究代表者

渡邊 公太 (Watanabe, Kota)

帝京大学・文学部・講師

研究者番号：90713404

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の手法は、国内外の一次史料を収集・解析するアーカイバル・リサーチを採用しており、研究期間中に複数国のアーカイブスを訪問する予定であった。ところが期間中にコロナ禍によって海外への渡航が不可能となったため、それ以前に収集した一部の史料を基に、以下の成果を得た。

第一に、国際連盟発足初期の1920年代前半期において、「連盟派」の外交官が欧州の戦後処理問題にかなりの程度関与していたことである。第二に、集団安全保障機構としての連盟の活動に実行力を持たせるために重要であった国際裁判制度に関する「連盟派」の認識である。総じて、1920年代の「連盟派」の活動の実態について部分的ながら明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、グローバル・ヒストリーやグローバル・ガバナンス論の発展に伴い、国際連盟に関する研究も大きく進展している。その一方で、日本が連盟においてどのような活動を展開したのかについては、未だ十分に解明されているわけではない。まずは関連する一次史料を基に、個別事象の詳細な検証を行うことが必須と思われるが、本研究はそうした連盟と日本との関りを総合的に把握する上での重要な材料を提供するものになると考えられる。

加えて、多様な分野での国際化が提唱される中、果たして具体的に国際化とは何を指すのか、あるいは日本がなすべき国際貢献は何かといった問いに対する材料を提供することも可能になるであろう。

研究成果の概要(英文)：The method of this research applies archival research that collects and analyzes primary historical materials in Japan and overseas. It was planned to visit some archives in multiple countries during this research period. However, during this period, the COVID-19 made it impossible to visit abroad. Therefore, the following results were obtained based on some materials that collected before COVID-19.

First of all, in the early 1920s, when the League of Nations was first established, Japanese diplomats were to a large extent involved in the post World War I processing issue in Europe. Secondly, the recognition of the Japanese diplomats regarding the international court system, which was important for empowering the activities of the federation as a collective security organization. As a result, the reality of the activities of the Japanese diplomats in the 1920s were partially clarified by this research.

研究分野：日本政治外交史

キーワード：国際連盟 連盟派 集団安全保障

1. 研究開始当初の背景

本研究は、戦間期日本の国際連盟外交の実態を、外務省内の「連盟派」と呼ばれた外交官たちの活動を通じて明らかにするものである。第一次世界大戦後に組織された国際連盟では、その規約を含め、数多くの国際紛争・対立に関する条約や取り決めが交わされていた。こうした国際法・条約の解釈に関し、「連盟派」たちはいかにして日本の国際協調と満蒙権益の維持という重大な外交目標を両立しようとしたのか。本研究はこれまで本格的な検証がなされることのなかった「連盟派」を、1920～30年代の国際情勢の変化にいかなる法理論でもって対応しようとしたのかを考察し、当該時期の日本の「国際協調」の実態をとらえなおすことを目的としている。

2. 研究の目的

従来の研究で「国際協調派」とされてきた外務省内部の研究については、十分に研究が進展しているわけではない。中でも、外務省内の「連盟派」と呼ばれる外交官たちにとって、「国際協調」と「満蒙権益保護」とのバランスがいかに図られたのかという問題は、狭義の日本外交史研究にとどまらず、外交理論や国際法学の観点からも極めて重要な作業のはずである。

そこで本研究は、国際協調の重要性を認識していた戦間期日本の「連盟派」外交官が、なぜいかにして、満州事変以降の日本の満蒙権益を擁護したのか、という問いに解答を与えることを目指す。そのために、事変勃発後のみならず、東アジア国際秩序の基礎となる各種条約が成立する1920年代を中心に、「連盟派」の活動を実証的に解明することを目的とする。

3. 研究の方法

国際連盟創設からパリ不戦条約締結までの期間、「連盟派」は主要な条約交渉や国際会議を経験した。とりわけ日本の対中政策にとって重要となるのが、ワシントン会議(1921～22年)、ジュネーブ会議(1927年)、パリ不戦条約締結(1928年)である。そうした国際舞台での活動を通し、「連盟派」がいかなる対外政策論を有していたのかを明らかにするため、本研究では日本外務省記録やジュネーブの国際連盟資料館所蔵の国際連盟文書などを中心に、国内外の一次史料を用いたマルチ・アーカイバルな実証研究の手法を採用している。

4. 研究成果

第一次世界大戦後に創設された国際連盟に関し、日本は自国から遠く離れた欧州問題に関心が薄く、歴代政権は基本的に連盟に十分な関心を有さなかったとされる。その点で日本外交史における連盟の扱い(特に1920年代)は、極めて消極的と言わざるを得ない。

ところが日本の連盟に対する関心の低さという点について、欧州の現地で活動する外交官たちには当てはまらない。彼らは本国の無関心とは裏腹に、大戦後の「新欧羅巴」の新たな国際秩序の構築に並々ならぬ関心を払い、可能な限りの貢献を試みたのである。

彼ら「連盟派」と呼ばれる外交官の念頭には、大きく二つの要因があったと考えられる。一つは第一次大戦で戦勝国の一員となった日本は、名実ともに一等国の地位に名を連ねたことである。一等国である以上、自国利益に直接の関係がなくとも、国際秩序維持のために労力を注がねばならないことは、大国としての責任でもあった。第二の要因は、発足間もない連盟は主に欧州問題を扱ったが、いずれ近い将来に東アジア問題、具体的には日中間の紛争が連盟に持ち込まれる可能性があった。そのため、連盟派は日本の貢献をアピールするのみならず、えてして小国が優位になりかねない連盟の組織や制度の改革を企図していたのだった。

こうした連盟派による初期連盟での活動は、近代日本にとっての初めての多国間枠組みでの国際貢献とも言えるものであり、あらためて子細な検証が加えられるべきだろう。そのため本研究では、国内外の一次史料を幅広く渉猟し、「連盟派」の活動とその政策理念を外交史的に明らかにすることとした。

まず本研究が注目したのは、国際連盟創設期の重要な任務として、大戦後に誕生した新国家・新政府の体制づくりである。これは敗戦国ドイツやオーストリアの領土の一部を没収すると同時に、ウィルソン新外交理念に含まれていた、民族自決原理(少数民族の保護)に基づく措置である。本研究は特に国際連盟文書を用いつつ、大戦後間もないダンツィヒ自由市問題を事例として、日本の「連盟派」の活動を分析した。特にこの問題に深くかかわった石井菊次郎と安達峰一郎を中心に、その活動内容に注目した。

その結果、いくつかの重要な事実が発見された。まずダンツィヒは大戦後のヨーロッパの安全保障にとって重要な問題と位置づけられたが、日本は同地への利害関心がなく、本国政府は基本的に関与することはなかった。だが前述した石井ら「連盟派」の外交官は、大戦後の日本の国際的地位向上のため、いわば大国としての責任を果たすべく、ダンツィヒ自由市問題に積極的に関

与した。石井らは連盟理事会の報告委員となり、同問題を調査しつつ、理事会内で対立する英仏ら他国の動向にも配慮しつつ、自由市憲法制定などに貢献した。

その一方で、連盟内における中小国の要求に対しては比較的冷淡であった。ダンツィヒ自由市問題では、自由市政府とポーランド政府との対立がしばしば見られたが、「連盟派」は一定の配慮を示しつつも、しばしばこれらからの要求を拒絶するべきとの意見を提示したりしてもいる。その理由としては、将来的に日本が中国との間で発生した問題を連盟が取り扱うような事態に備え、連盟が過度に中小国に有利な態度を取らないようにしておく必要があったためと考えられる。この成果は紀要論文としてまとめ上げ、広く公開されることになる。

また「連盟派」にとって重要な問題だったのが、国家間紛争の平和的処理に関するものである。それは第一次大戦前、二度にわたるハーグ万国平和会議で創設された国際仲裁裁判所との関係である。国際連盟は国際裁判の制度をより強固にすべく、国際司法裁判所をつくったことはよく知られている。「連盟派」はこの国際裁判について、国家間紛争を平和的に解決する手段にとどまらず、平時における国家間協調を維持するための制度と認識していたことが明らかとなった。

「連盟派」と国際裁判制度との関りについては、別の論考の一部として、近日中の公開に向けて準備を進めている。

総じて本研究は、従来の研究で空白となっていた国際連盟における日本の貢献の一端を実証的に明らかにしたものと評価できる。ただしコロナウィルスの感染拡大の影響があり、研究期間中に本研究にとって死活的に重要な史料調査を中断しなければならなかった。そのため、当初の計画で予定していた1920年代後半から1930年代の「連盟派」の動向については、将来的な課題として残された。

その一方、上述したような国際裁判（仲裁裁判、司法裁判）の問題については、これまでほとんどが国際法学の分野によって担われており、本研究のような外交史学の研究の余地はまだ残されていると感じた。残された研究課題と新たに出現した研究課題について、今後も継続していきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 渡邊公太	4. 巻 52
2. 論文標題 外務省「連盟派」と第一次世界大戦後のヨーロッパ安全保障：ダンツィヒ自由市問題を事例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 帝京大学文学部紀要日本文化学	6. 最初と最後の頁 1-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 渡邊公太
2. 発表標題 第一次世界大戦における日本の戦時外交と戦後構想
3. 学会等名 CHIR-JAPAN（国際関係史学会）研究会（国際学会）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------